

令和8年5月27日

土木部監理課  
担当：松村・中島  
076-225-1712  
(内線5020)

建設業法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令について

1 処分を受けた建設業者に関する事項

商号又は名称	アイテック株式会社	代表者氏名	谷口 博視
主たる営業所の所在地	石川県七尾市松百町8-48		
許可番号	石川県知事 (般-6)第19095号	許可を受けている建設業の種類	土/建/と/石/管/鋼 舗/し/塗/水/解

2 処分に関する事項

処分年月日	令和8年5月27日	処分を行った者	石川県知事
根拠法令	建設業法第28条第3項(同条第1項第3号該当)		
処分の内容(営業の停止)			
1 停止を命ずる営業の範囲 建設業に係る営業の全て			
2 期間 令和8年6月11日から6月17日までの7日間			
処分の原因となった事実	廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反		
アイテック株式会社の代表取締役及び取締役は、同社の業務に関し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法第137号)に違反したとして、令和5年1月5日に七尾簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その後、刑が確定した。 このことは、建設業法第28条第1項第3号に該当すると認められる。			
その他参考となる事項	同社の役員に対して、同期間営業の禁止を命じている。		